

第3回 世田谷区産業振興基本条例検討会議

日時: 令和2年11月30日(月) 18時30分～20時30分

会場: 世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあどホール」(スワン・ビーナス)

次 第

1 開会

2 議事

(1) 世田谷区産業振興基本条例と産業政策について【資料3、4】

(2) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例の基本的な考え方について
【資料5、6、7】

(3) 意見交換

3 閉会

【配付資料】

資料1	世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱
資料2	想定検討スケジュール
資料3	世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化 ～産業政策の変遷～
資料4	世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化
資料5	世田谷区産業振興基本条例
資料6	世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ
資料7	(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例骨子解説
検討素材	産業振興基本条例/世田谷イメージ(見城委員提出資料)
参考資料	第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議議事録
参考資料	新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について(抜粋版)

世田谷区産業振興基本条例検討会議設置要綱

令和元年 12月 27日
31世産業連第 255号

(目的及び設置)

第 1 条 地域の産業及び地域社会の発展に寄与することを目的として、世田谷区産業振興基本条例（平成 11年 6月 条例第 31号。以下「条例」という。）の改正に係る検討を行うため、世田谷区産業振興基本条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、条例の改正にあたり、産業の将来像、産業政策のあり方及び産業振興の取組みについての意見を提案する。検討内容については、検討会議の意見としてまとめ、区に報告できるものとする。

(構成員)

第 3 条 検討会議における構成員は、次に掲げる者のうちから原則 15人以内とする。

(1) 学識経験者

- (2) 東京商工会議所世田谷支部の代表者が指名する者
- (3) 東京青年会議所世田谷区委員会の代表者が指名する者
- (4) 世田谷区内の NPO 団体に属する者
- (5) 世田谷区内の民間団体に属する者
- (6) 東京都産業労働局の職員である者
- (7) 世田谷区経済産業部長の職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 前項第 1号から第 6号まで及び第 8号の構成員は、区長が委嘱する。

(構成員の任期)

第 4 条 構成員の任期は、委嘱した日から令和 4年 7月 31日までとする。

(座長)

第 5 条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、学識経験者の構成員のうちから検討会議で選任する。

3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、座長が招集する。

2 検討会議は、必要に応じて随時開催する。

3 検討会議は、過半数の構成員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 検討会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

5 座長は、必要に応じて検討会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、経済産業部産業連携交流推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和4年7月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行し、令和4年7月31日限り、その効力を失う。

想定検討スケジュールについて

日程	内容
令和2年 3月27日(金)	第1回世田谷区産業振興基本条例検討会議【開催中止】 ※区現況説明、条例見直しに対する意見交換
4月上旬 ～5月下旬	開催中止を受け、各検討委員との個別意見交換（リモート会議及び質問状への回答）
8月31日(月)	第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇検討スケジュールの共有 ◇区や各団体等の現状共有 ◇条例改正に対する意見交換
11月	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「骨子」の提示 ◇with コロナ・アフターコロナの状況共有 ◇「骨子」に対する意見交換
12月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について』
令和3年 3月	第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「素案」の提示 ◇with コロナ・アフターコロナへの対応を踏まえた意見交換
5月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「素案」について』
6月	区民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
7月下旬 ～9月上旬	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催 ・7月23日～8月8日 オリンピック ・8月24日～9月5日 パラリンピック
8月下旬 ～9月上旬	条例改正に関するシンポジウム等の開催
10月	第5回世田谷区産業振興基本条例検討会議 ◇世田谷区産業振興基本条例「案」の提示 ◇「案」に対する意見交換、協議・決定
令和4年 2月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「案」について』 第1回区議会定例会 ◆世田谷区産業振興基本条例改正の提案
4月	新世田谷区産業振興基本条例の施行

世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化

～産業政策の変遷～

年度	産業ビジョン	産業振興計画
H10	<p>◇産業振興ビジョン</p> <p>経営環境や地域社会の構造的な変化に応え、福祉、教育、まちづくりなど広く横断的な見地から、総合的な産業振興政策の確立を目指すものとして、「産業振興ビジョン懇話会」の答申を受けて策定。(平成10年11月)</p> <p>◎基本理念 “ヒューマンクリエイティブシティ・せたがや” ～「創造」と「共生」の産業活動に支えられた豊かな区民生活の実現～</p> <p>◆区民の生活の質を高める産業活動の実現 ◆区内事業者や従業員の創造的事業活動の推進 ◆産業界と地域住民の双方向的コミュニケーションの実現 ◆地域独自の価値の維持・保存</p>	<p>◇産業政策大綱</p> <p>産業振興ビジョンに基づく、当面の方向及び施策（新規・充実 71 事業を含む 160 事業）の全体像を体系的に示し、総合的な施策展開を図ることにより、地域産業の活性化を目指す。(平成11年2月決定)</p> <p>(1) 産業全般 (44 事業) ア 創造的な産業活動の促進 イ 生き活きと就労する環境の整備 ウ 戦略的な産業振興政策の推進</p> <p>(2) 商業・サービス業 (41 事業) ア 商業集積を核とした街づくり イ 商店街の振興 ウ 魅力ある個店づくり</p> <p>(3) 工業等 (31 事業) ア 経営体制の強化 イ 技術力の向上 ウ 準工業地域の保全</p> <p>(4) 農業等 (44 事業) ア 区民と共生する農業の推進 イ 農地の保全と活用 ウ 農業推進基盤の整備</p>
H11	<p>【産業振興基本条例 策定】 区内商業・工業・農業の振興に対する、区の基本的な考え方や施策の方向性を明示し、地域産業の振興を目指す。</p>	
H15	<p>【産業振興基本条例 改正】 中小商工業振興対策委員会の構成及び委員数を変更。 農業振興対策委員会の構成及び委員数を変更。</p>	
H16	<p>【産業振興基本条例 改正】 商店街で小売店等を営む者の商店会への加入等による相互協力や商店会の実施する事業への協力に関する規定を付加。</p>	
H20	<p>◇産業ビジョン</p> <p>産業の健全な発展に裏付けられた自立都市：世田谷をめざして、産業の振興を通じた魅力的な地域社会づくりの指針となるもの。(平成20年3月施行)</p> <p>◎メインテーマ 「区民・地域・世田谷を産業が支えていく 区民・地域・世田谷が産業を育てていく」</p> <p>◎各産業の役割 商業・サービス：商店街は、地域の区民の日常の生活を支える公共的な役割を担う。 工業・ものづくり：ものづくりが都市の基盤として重要な役割を担う。 農業・農地：農業・農地は区民生活を支え、環境保全に大きく貢献する。</p>	<p>◇産業振興計画</p> <p>産業ビジョンを具体化するものとして、当面の方向及び施策の全体像を体系的に示し、総合的な施策転換を図る。(平成20年3月施行)</p> <p>(1) 世田谷産業の基礎づくり ア 産業の高度化・安定化・組織化 (37 事業) イ 政策実現の基盤 (19 事業)</p> <p>(2) 世田谷人材の充実と活用 ア 労働・雇用の充実 (46 事業) イ 人材育成・活用 (50 事業)</p> <p>(3) 商業・サービス ア 区民生活や地域社会と共生する商業の振興 (55 事業) イ 地域の区民生活・ビジネスを支える高品質なサービス産業の展開 (14 事業)</p> <p>(4) 工業・ものづくり ア 世田谷の特色を活かした新たな産業の展開 (11 事業) イ 地域に展開しているものづくりなどの活性化 (17 事業)</p> <p>(5) 農業・農地 ア 世田谷らしい都市農業の推進 (27 事業) イ 区民とともに育む世田谷農業 (14 事業)</p> <p>(6) 魅力的な世田谷づくり ア 区民が創り楽しむ世田谷の魅力アップ (11 事業) イ 多様な交流がもたらす世田谷観光の展開 (17 事業)</p> <p>(7) 地域内資源の循環促進 ア 地域内での循環促進 (9 事業) イ 循環を促す基盤整備 (10 事業)</p> <p>(8) 都市の自立に向けて ア 自立に向けた地域産業の推進 (7 事業) イ 産業活動を発展させる都市基盤づくり (12 事業)</p>

年度	産業ビジョン	産業振興計画
H24		<p>◇産業振興計画（調整計画）</p> <p>計画策定後の東日本大震災による産業や人々の価値観などへの影響をはじめとした社会経済環境の変化等を踏まえて見直しを図る。施策の体系を横断的に貫く4つの仕掛けを推進する。平成24年度から2か年の調整計画。（平成24年3月策定）</p> <p>仕掛け1：世田谷にあった産業の創出と活性化 仕掛け2：世田谷を楽しむ 世田谷で楽しむ取り組みの推進</p> <p>仕掛け3：世田谷の産業を支える人材の育成と活用 仕掛け4：世田谷区民の意識や時代の変化に対応した産業振興</p>
H26		<p>◇産業振興計画</p> <p>区の新たな基本構想、基本計画や、「世田谷区産業振興懇話会」からの「世田谷の特性にあった産業についての提言」等を踏まえ、平成26年度から平成29年度までの4か年計画を策定。</p> <p>(1) 世田谷産業の基礎づくり</p> <p> ア 産業の高度化・安定化・組織化の促進（7事業） イ 政策実現の基盤づくり（8事業）</p> <p>(2) 世田谷人材の充実と活用</p> <p> ア 労働・雇用の充実（7事業） イ 人材育成・活用（7事業）</p> <p>(3) 商業・サービス業の振興</p> <p> ア 区民生活や地域社会と共生する商業の振興（12事業） イ 地域の区民生活・ビジネスを支える高品質なサービス産業の展開（3事業）</p> <p>(4) 工業・ものづくりの振興</p> <p> ア 世田谷の特色を活かした産業の展開（3事業） イ 地域に展開しているものづくりなどの活性化（3事業）</p> <p>(5) 都市農業の振興</p> <p> ア 世田谷らしい都市農業の推進（7事業） イ 区民とともに育む世田谷農業の推進（5事業）</p> <p>(6) まちなか観光の推進</p> <p> ア 世田谷の魅力を高める資源の「発見」（2事業） イ 資源を活用した新たな魅力の「創造」（2事業） ウ 様々な媒体を活用した効果的な魅力の「発信」（2事業）</p>

年度	産業ビジョン	産業振興計画
H30	<p>◇産業ビジョン</p> <p>「世田谷区基本構想」、「世田谷区基本計画」を踏まえ、「世田谷区新実施計画（後期）」や「世田谷区農業振興計画」など関連する諸計画との整合を図りながら、区内産業の在り方とあるべき方向性について、長期的な視点から戦略的な取り組みを示す産業政策の指針。</p> <p>◎テーマ</p> <p>「区民・産業がつくる 世田谷の新たな価値と豊かさ」</p> <p>◎世田谷産業を考える3つの視点</p> <p>[区民生活の視点]、[産業活性化の視点]、[まちづくりの視点]</p> <p>◎7つのありたい姿</p> <p>[区民生活ビジョン]</p> <p>①住み慣れたところで、充実した日々がおくれる活力あるまち</p> <p>②安全・安心、快適で環境と調和したまち</p> <p>[産業活性化ビジョン]</p> <p>③人の生活を豊かにし、地域を育む産業</p> <p>④世田谷の特性を活かした多様な産業</p> <p>⑤働く人が活躍できる機会の創出</p> <p>[世田谷のまちビジョン]</p> <p>⑥世田谷の魅力が様々な交流を促し、さらなる賑わいを生み出すまち</p> <p>⑦環境にやさしく、潤いに満ちた生活や事業ができるまち</p>	<p>◇産業振興計画</p> <p>東日本大震災やグローバル経済状況の変化等、大きな社会経済環境の変化を踏まえ、ポストオリンピック・パラリンピックといった継続的な経済振興も視野に入れ、新たに10か年を見通した産業のあり方を明らかにする産業ビジョンを具体化する計画として策定。</p> <p>(1) 世田谷産業の基盤づくり (8事業)</p> <p>ア 産業創造基盤（起業・創業支援の推進、ビジネスモデルの研究開発支援、産学金公連携による事業の促進、地元金融機関等との連携 など）</p> <p>(2) 世田谷人材の育成と活躍 (16事業)</p> <p>ア 雇用・労働環境の充実（三茶おしごとカフェの運営、多様な働き方の推進、建設業人材確保・区内中小企業等就職支援 など）</p> <p>イ 世田谷人材の育成と活躍促進（区内中小企業等定着支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス活動支援 など）</p> <p>(3) 豊か・安心・快適な区民生活創造 (20事業)</p> <p>ア 区民生活や地域環境を支え高める商店街振興（商店街が担う公共的役割への支援、商店街の魅力の発信 など）</p> <p>イ 地域や生活に身近なものづくりの産業（住工共生まちづくりの推進 など）</p> <p>ウ 区民とともにつくる世田谷農業（ふれあい農業の推進による農業・農地の多面的機能の理解促進 など）</p> <p>エ 区民が見つけ楽しむ世田谷観光（観光資源の再発見・発掘等の促進、多彩な観光イベントの開催、様々な媒体を活用した情報発信 など）</p> <p>オ 安全・安心な消費環境づくり（消費者被害の救済対応 など）</p> <p>(4) 活力ある産業の育成と創造 (23事業)</p> <p>ア 世田谷生活に活力を与える生活関連産業の育成（新たな産業技術等の活用促進、多様な産業主体間の意見交換・交流による連携促進 など）</p> <p>イ ものづくり技術を活かした産業の推進（地球温暖化対策・再生可能エネルギーの利用促進 など）</p> <p>ウ 世田谷の特性を活かした農業力の強化（担い手育成のための取り組み推進、農業経営力の強化、高付加価値化の促進 など）</p> <p>エ まちなか観光が産み出す産業の活性化（様々な交流や体験を生み出す観光事業・民間事業者等と連携した観光事業の展開、情報発信力の強化、観光客に対する受入環境整備 など）</p> <p>オ 事業者と消費者がつくる豊かな消費生活（見守りネットワークの形成、危害等の防止 など）</p> <p>(5) 人と事業所とまちが創る成熟都市せたがや (14事業)</p> <p>ア 潤いと活力に満ちた地域づくり（地域の拠点周辺を中心とした区民生活の利便性を支える産業の振興 など）</p> <p>イ 建設産業などが支える家・まち・都市の充実・発展（建設・建築関連産業の振興 など）</p> <p>ウ 農のある都市環境の維持・形成（農地・緑地の保全推進、都市農業の理解促進、体験型農園の利活用促進）</p> <p>エ 世田谷観光プロモーションの強化（世田谷ブランドのPR強化、観光イベント等を通じた自治体間交流等の推進 など）</p> <p>オ 消費者市民社会の実現（消費者の自立支援）</p>

世田谷区産業振興基本条例制定後の状況変化

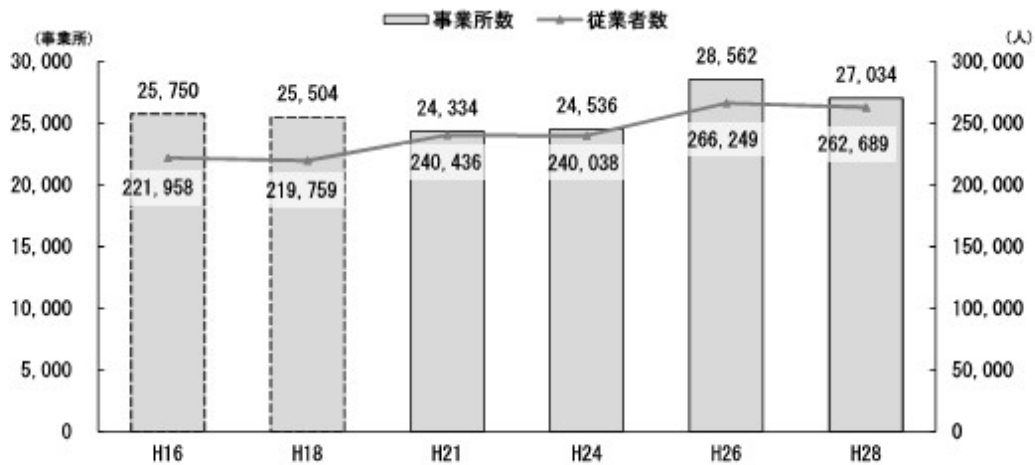
■世田谷区内の事業所数及び従業者数の推移

区内事業所数は平成 28 年現在 27,034 所、従業者数は 262,689 人。H26～H28 にかけては事業所数・従業者数は共に減少するも、平成 21 年以降では増加傾向にある。

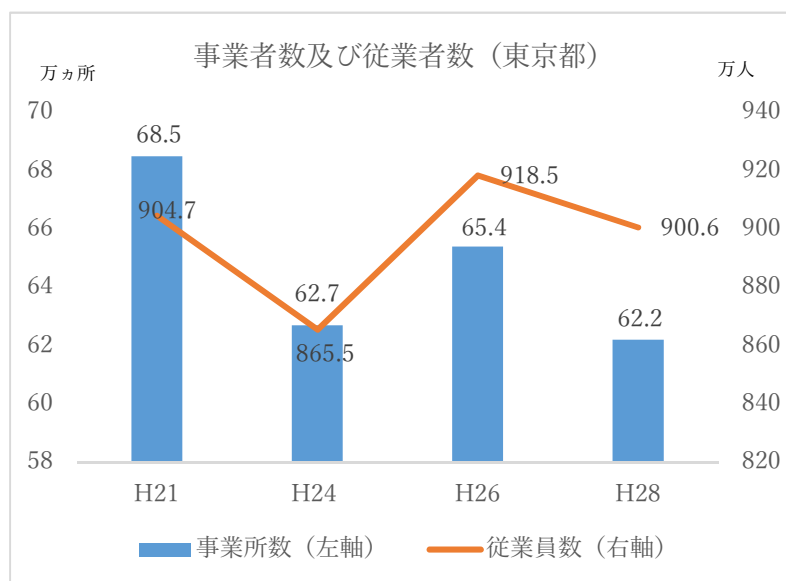
事業所構成では、卸売業、小売業の割合が最も高く、都平均と比較しても高い。その他にも生活関連サービス業や教育、学習支援業、医療、福祉といった割合が高いのが特徴。

なお、東京都全体における事業所数は平成 21 年の 68.5 万所から平成 28 年には 62.2 万所へと減少。

＜事業所及び従業者数の推移＞

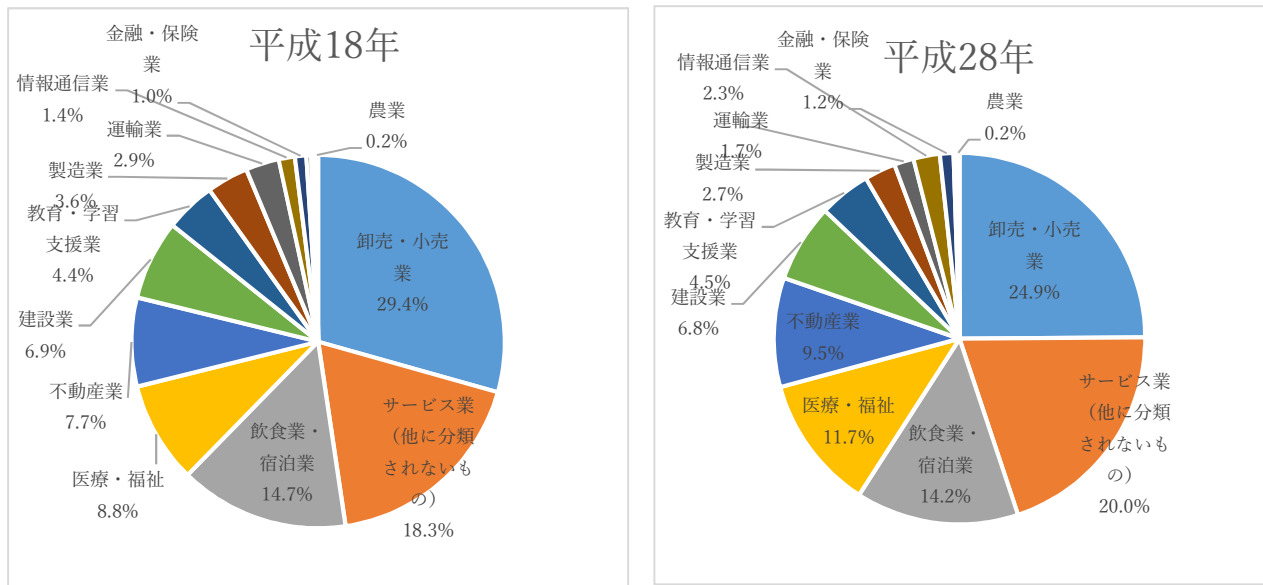


出典：総務省「平成 16 年、平成 18 年事業所・企業統計調査」
 総務省「平成 21 年、平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 24 年、平成 28 年経済センサス活動調査」より作成



出典：東京の産業と雇用就業 2019 より作成

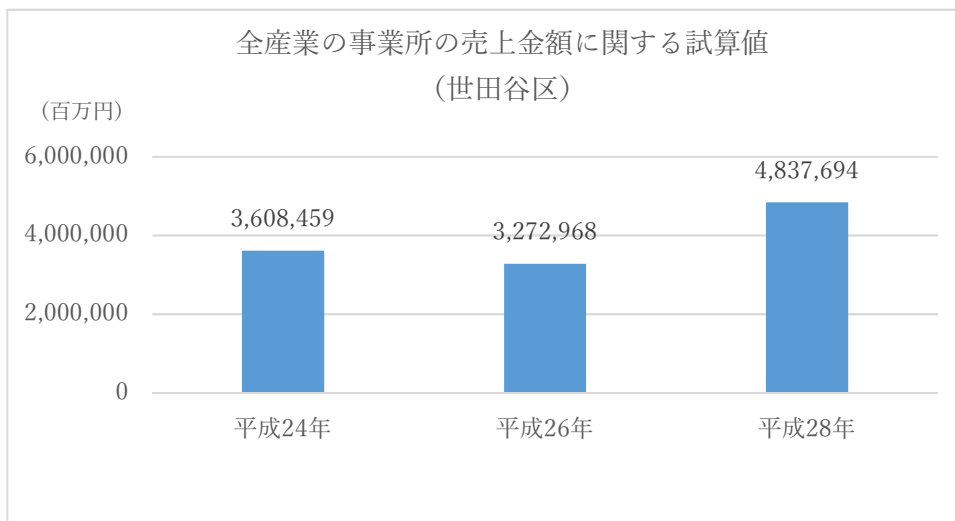
<区内事業所業種構成比較>



出典：総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」、「平成28年経済センサス活動調査」より作成

■総売上高（試算値）

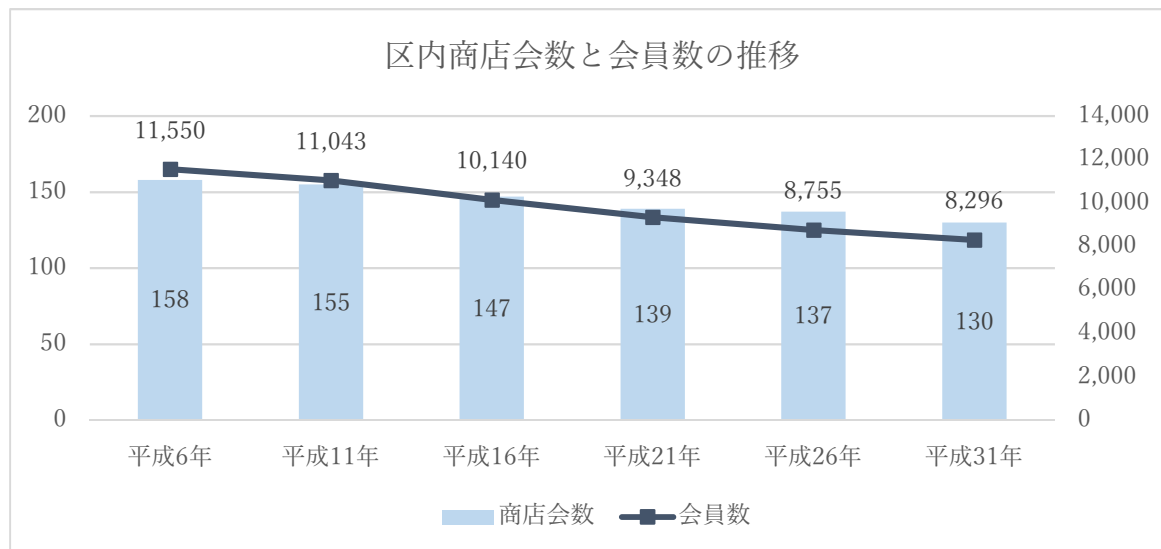
経済センサスによると、区内全産業の事業所の売上総額（試算値）は上昇傾向。平成28年度においては、約4.8兆円と試算されている。



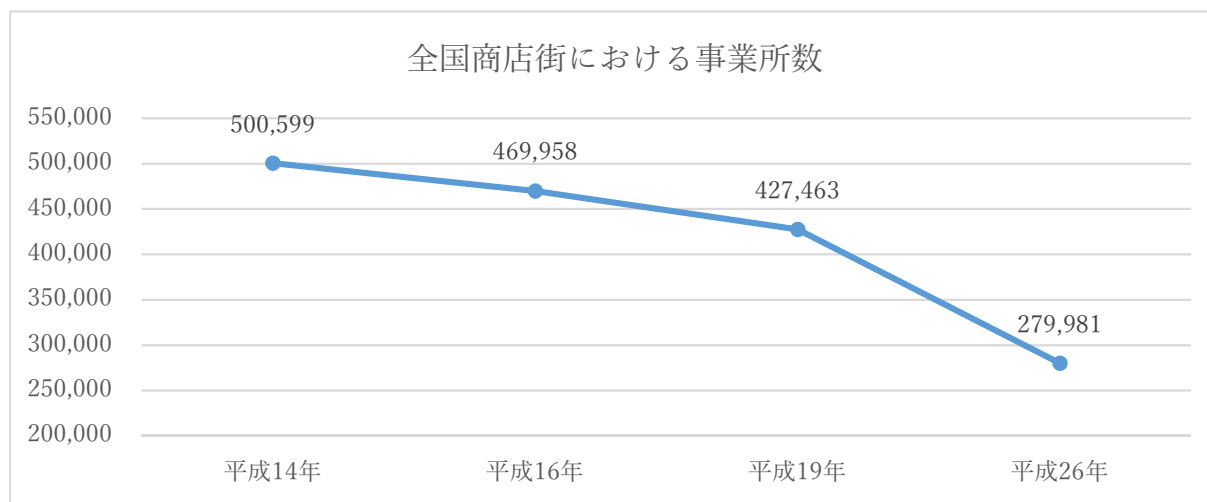
出典：総務省「平成24年、平成28年経済センサス活動調査、平成26年経済センサス基礎調査」より作成

■商店会数及び会員数の推移

平成16年から平成26年にかけて、区内の商店会会員数は1万超から約8,700に減少するなど、約14%減少。他方、全国の商店街における事業所数は平成16年から平成26年にかけては約40%減少。



出典：世田谷区・(公財)世田谷区産業振興公社「世田谷区産業団体名簿」より作成

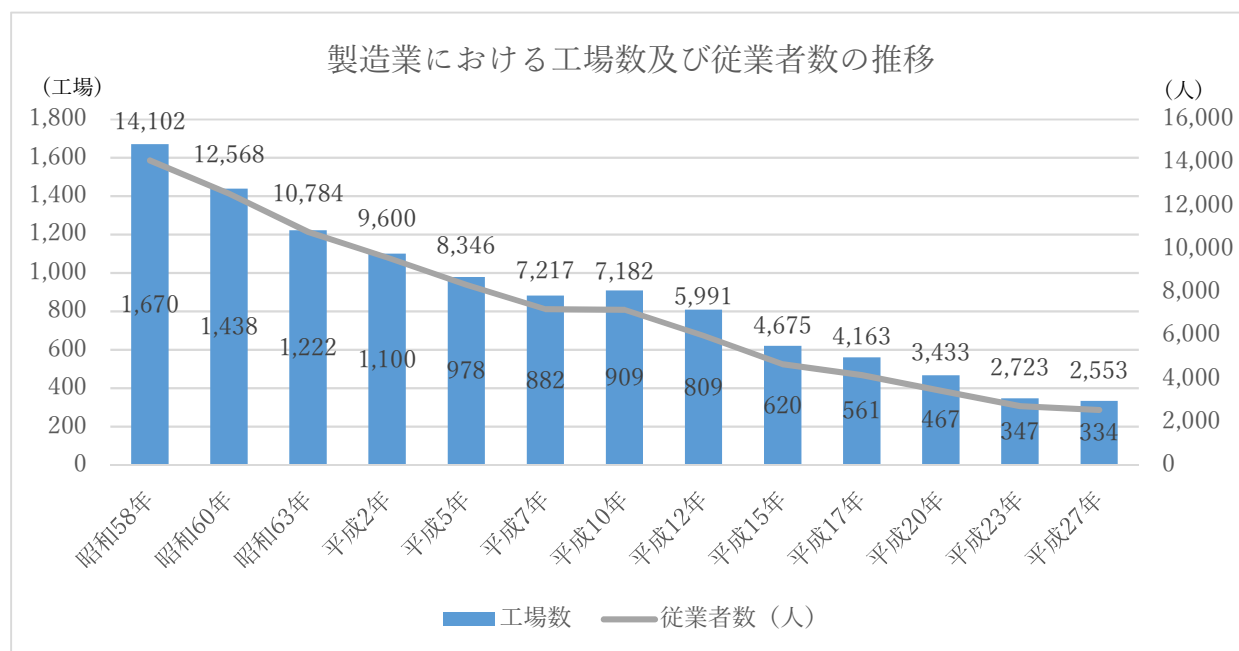


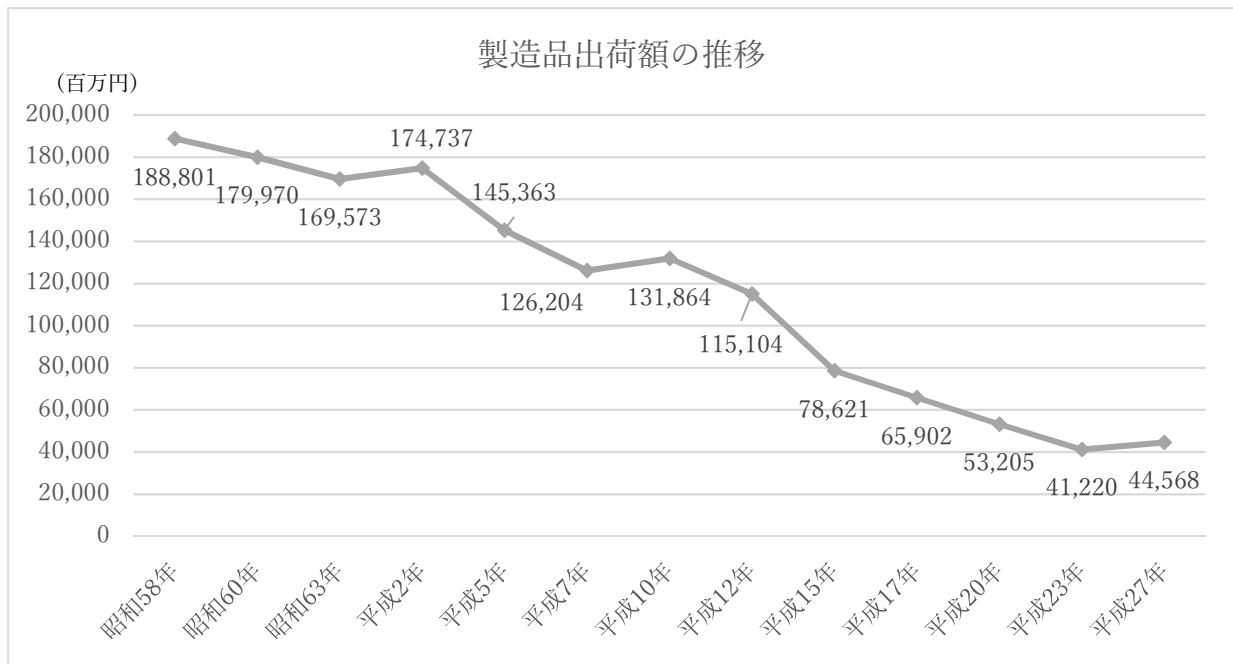
出典：経済産業省「商業統計」より作成

■製造業の事業所数・従業者数の推移

平成2年に1,000以上あった工場数は平成27年時点で1/3に減少。従業者数についても、平成2年の1万人弱から平成27年には1/4の約2500人に減少。他方で、製品出荷額については、直近では増加傾向にある。

調査年	工場数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	備考
昭和58年	1,670	14,102	188,801	工業統計調査
昭和60年	1,438	12,568	179,970	工業統計調査
昭和63年	1,222	10,784	169,573	工業統計調査
平成2年	1,100	9,600	174,737	工業統計調査
平成5年	978	8,346	145,363	工業統計調査
平成7年	882	7,217	126,204	工業統計調査
平成10年	909	7,182	131,864	工業統計調査
平成12年	809	5,991	115,104	工業統計調査
平成15年	620	4,675	78,621	工業統計調査
平成17年	561	4,163	65,902	工業統計調査
平成20年	467	3,433	53,205	工業統計調査
平成23年	347	2,723	41,220	2011 東京の工業
平成27年	334	2,553	44,568	2016 東京の工業





■ 準工業地域面積

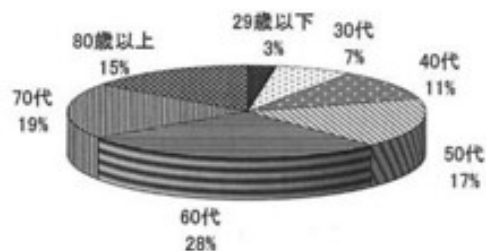
地 区		面積ha(約)	対区面積
1	池尻3丁目 1. 2. 7~12	58.70	1.01%
2	船橋5丁目 1. 8. 18. 21~34		
3	船橋6丁目 6~11		
4	経堂1丁目 33. 38~41		
	経堂3丁目 5. 6、経堂4丁目 42. 43		
5	経堂5丁目 32~34. 35. 37~38		
6	桜新町2丁目 10~31		
7	用賀3丁目 1~5		
8	弦巻4丁目 11~13		
9	八幡山2丁目 千歳清掃工場		
10	喜多見9丁目 小田急車庫		
11	大蔵1丁目 世田谷清掃工場		
12	北沢5丁目 東京消防庁用地		
13	上北沢5丁目		

■農業従事者数、農地面積

区内農地面積は徐々に減少しているものの、近年はその減少ペースは緩やかになっている。農家1戸当たりの経営耕地面積は、東京23区及び区部と比較してもやや面積が少なく、約30a程度と小規模な農地が賦存。

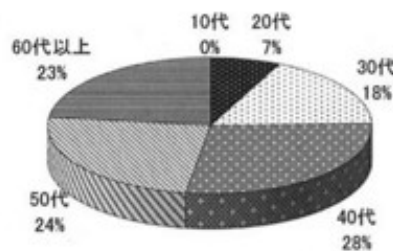
農業従事者数は、平成29年に724人となっており、年代別にみると60代以上が6割以上を占め、高齢化が進行。また、後継者の年代層についても、50代以上の占める割合が47%となっており、全体で高齢化が進んでいる。

平成29年 農業従事者の年齢構成 n=724

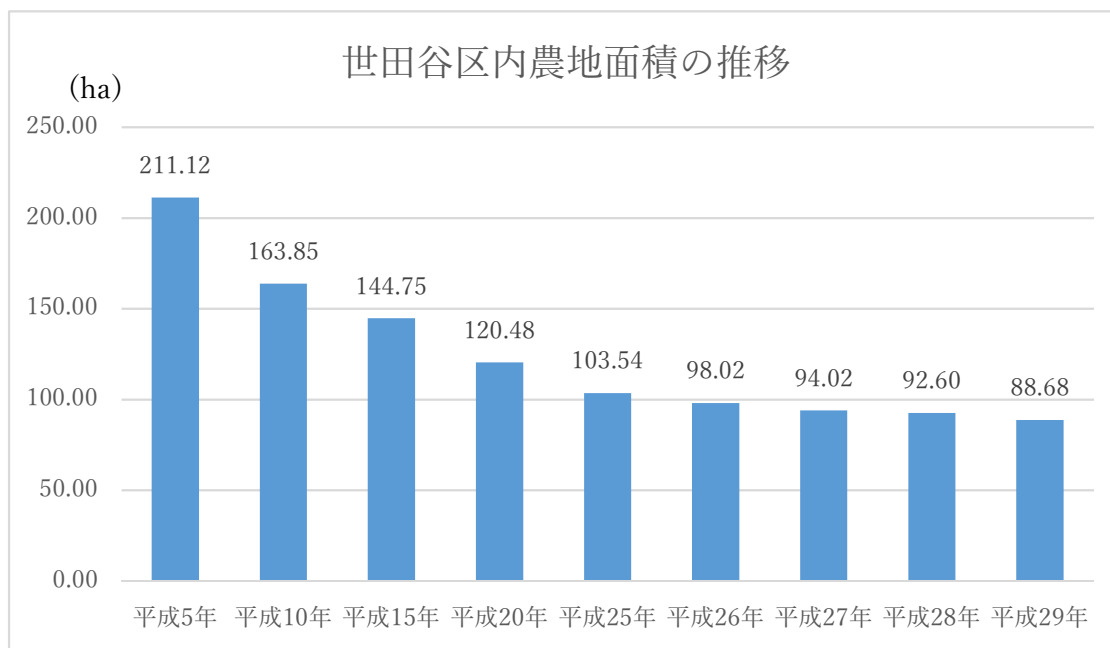


出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より抜粋

平成29年 後継者の年齢構成 n=135



出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より抜粋



出典：世田谷区「平成29年農家基本調査」より作成

<平成27年時点における周辺区との農家戸数比較>

	総農家(戸)	経営耕地面積(a)	農家1戸当たりの 耕地面積(a)
総数(東京都)	11,222	491,809	43.8
区部	1,455	56,101	38.6
目黒区	12	278	23.2
大田区	10	368	36.8
世田谷区	342	9,987	29.2
渋谷区	1	χ	χ
杉並区	108	3,830	35.5

出典：農林水産省「2015年農林業センサス」より作成

○世田谷区産業振興基本条例

平成11年6月25日条例第31号

改正

平成14年3月13日条例第15号

平成15年6月24日条例第46号

平成15年12月9日条例第80号

世田谷区産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者（区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。）自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。
- (2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。
- (3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。
- (4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

(区の責務)

第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 融資あっせん及び助成

- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成15年条例80号〕

(区民等の理解と協力)

第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会（以下「商工業対策委員会」という。）を置く。

2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関すること。

3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 区民

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例46号〕

(世田谷区農業振興対策委員会)

第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。

2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 区民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例46号〕

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成14年条例15号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 世田谷区中小商工業振興対策委員会条例(昭和31年10月世田谷区条例第30号)

(2) 世田谷区農業振興対策委員会条例(昭和31年10月世田谷区条例第32号)

(3) 世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例(昭和43年3月世田谷区条例第14号)

(4) 世田谷区中小企業振興事業資金融資あっ旋条例(昭和48年7月世田谷区条例第25号)

(5) 世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例(昭和54年9月世田谷区条例第48号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の世田谷区中小商工業振興対策委員会条例の規定により委嘱され、又は任命されている世田谷区中小商工業振興対策委員会の委員(区に勤務する職員を除く。)は、この条例により委嘱された商工業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

4 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区農業振興対策委員会条例の規定により任命され、又は委嘱されている世田谷区農業振興対策委員会の委員(区に勤務する職員を除く。)は、この条例により委嘱された農業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

5 附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業振興事業基金及び世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金は、それぞれこの条例による事業基金及び生活基金とする。

6 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業資金融資あっ旋条例(以下「廃止条例」という。)の規定により融資のあっせんを受けた者に貸し付けられていた資金については、廃止条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成14年3月13日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年 6 月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月 9 日条例第80号）

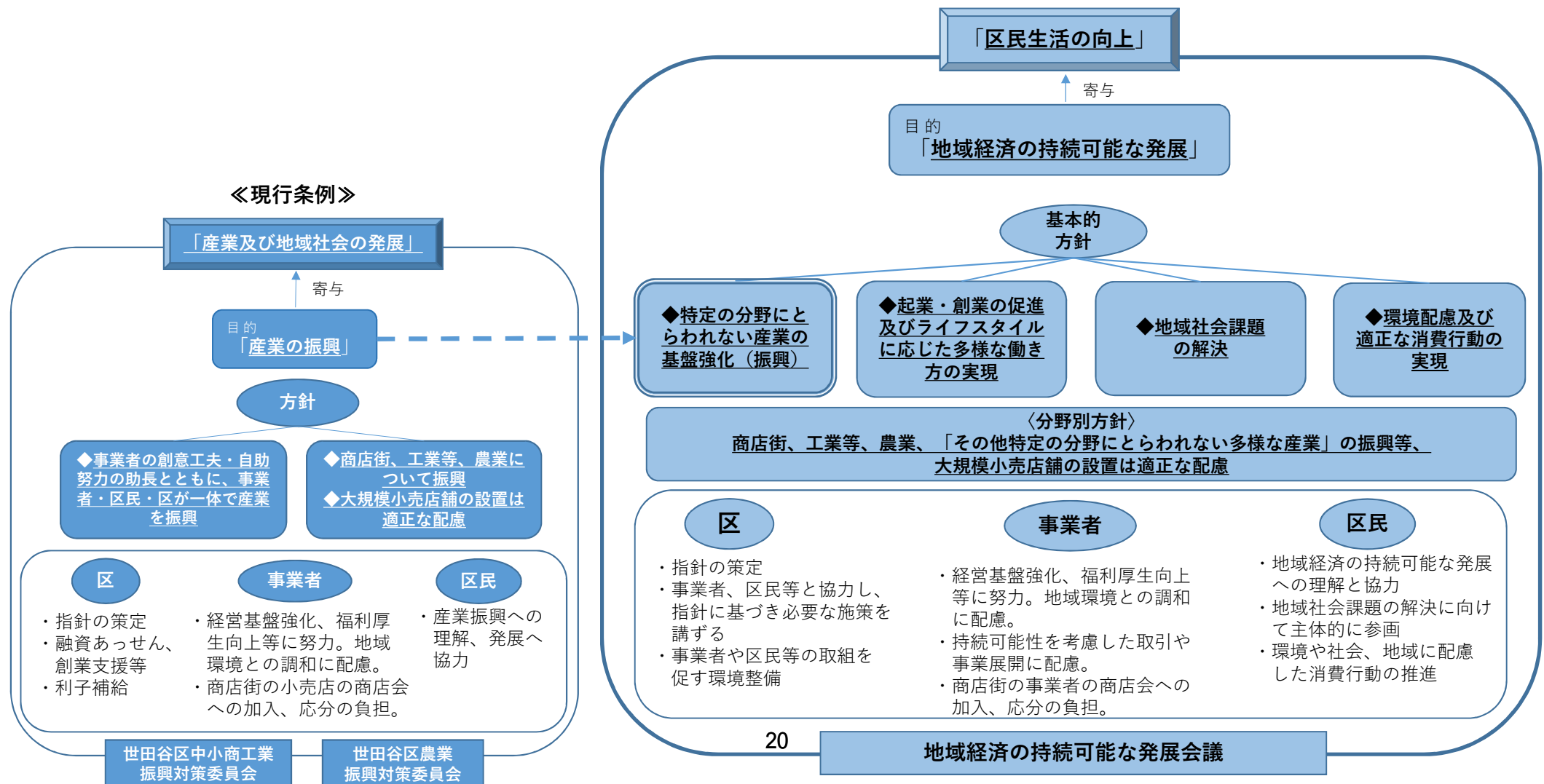
この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

■世田谷区産業振興基本条例の改正イメージ

《改正のポイント》

- ① 社会が高度に複雑化・多様化・多元化している状況を踏まえ、目的を「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」として新たに設定。合わせて、名称も「（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。
- ② 非経済的な価値の重要性が増しており、非経済的価値の追求が経済的発展、持続可能な発展へともつながることを考慮。「産業の振興」を含めこれらの観点を含めた4本の基本的方針を設定し、地域経済を底上げ。
- ③ 事業者を主とした条例から、将来世代も考慮した事業者と区民のための条例へ。区民一人一人の存在や役割向上を踏まえ、区民にも一歩踏み込んだ参画を促し、区民生活の向上への寄与を目指す。

《（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例（イメージ）》



(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 骨子解説

第 3 回世田谷区産業振興基本条例検討会議資料

前文

条例制定の背景について地域の特色を踏まえて述べます。

現行条例

(前文なし)

改正条例骨子

- 区の歴史
- 世田谷区の特徴/特性
 - ・90万人を超える人口、多様な人材、産業・文化・生活も多様
 - ・多様性を受け入れる土壌（包摂性）
- これまでの産業振興の振り返り
 - ・商業、小売、飲食業を中心に多くの事業者
 - ・商店街をコミュニティの核に振興、商店街加入促進条項を始めて創設
- 時代の変化、状況の変化
 - ・経済構造の変化、IT化、環境意識やSDGsの高まり、社会課題の複雑化など状況は変化、さらにコロナによる甚大な変化が発生
- 目指すべき姿、方向性
 - ・全ての関係者（区民、事業者（中小零細含む）、区等）が一体となって、各主体がそれぞれの役割を認識し果たすことで、発展を目指す。
 - ・その際、現役世代のための一過性の発展のみならず、将来世代の繁栄も考慮した持続可能で豊かな世田谷を創っていくことを目指す。
 - ・そのため、商店街活性化や農地保全、職住近接のまちづくりなど、経済、社会の基盤を固め、持続的な発展の基礎とする。
 - ・これらにより、現在から将来にわたっての区民生活の向上を目指す。

産業振興基本条例検討会議及び個別勉強会での主な意見

- ・世田谷区は住むだけの街でなく、住民は意識次第で、当事者として事業者にもなれる街。
- ・お金だけでなく人や物資、コミュニティの循環を図ることが重要。
- ・食料、生活必需品、住宅、福祉サービス、公共事業などを地域内調達する考えもある。
- ・地域内雇用を活用し、地域循環を活性化することが重要。
- ・新しいものを生み出すためには、多様性と包摂性という考え方が重要。
- ・地域に根差した、多様で柔軟な働き方の仕組みづくりや、人材の育成を行うことが大切。
- ・世田谷区は人口が多いというのが強みでもある。
- ・多種多様な人材を活かせば、新たな取り組みにつながる。
- ・言葉を大切に条例づくりをするべき。かつ、シンプルでイメージが沸きやすくすべき。
- ・生活・文化を大事にしていく精神を前文で謳っておくのがよいのではないか。
- ・「住宅都市」世田谷は、多様性が交わり、ポジティブで先進的な場所になる可能性がある。

目的

条例制定の目的について述べます。

現行条例

(目的)

第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

改正条例骨子

- ・ 地域経済の持続可能な発展に向けた基本的事項を定める。
- ・ もって、区民生活の質の向上に寄与する。

新宿区産業振興基本条例

(目的)

この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

江東区地域経済活性化基本条例

(目的)

この条例は、江東区(以下「区」という。)における地域経済の活性化に関する基本理念を定めるとともに、区、事業者、商店会及び区民の役割を明らかにすることにより、地域における協働の意識醸成及び行動を促し、もって区内産業の担い手である中小企業の振興その他の活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

定義

条例の中で使用されている用語について定義します。

現行条例

(定義なし)

改正条例骨子

・区民/事業者/商店会 など

基本の方針

地域経済の持続的な発展に向けて、さまざまなステークホルダーが取り組むべき基本的な方向性を述べます。

現行条例

(基本方針)

第2条 産業の振興は、事業者（区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。）自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

(1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。

(2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。

(3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。

(4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。

改正条例骨子

- ・地域経済の持続的な発展に向けて、下記の基本の方針に基づき、取組を進める。
- ・その際、横断的な連携により、事業者、区民、区が一体となって進める。
 - (1) 特定の分野にとらわれない産業の基盤強化（振興）
 - (2) 起業・創業の促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の実現
 - (3) 地域社会課題の解決
 - (4) 環境配慮、適正な消費行動の実現

産業振興基本条例検討会議及び個別勉強会での主な意見

- ・ 目指すべき姿があり、雇用促進や環境整備等で全体を押し上げるのが条例のあるべき姿。
- ・ 近年は「地域経済活性化」のように面的に底上げをする方向にシフト。区民が主体と舵を切り、「地域経済活性化」を掲げる方向に変更することで、垣根を取り除き、皆で支えていく、という考え方になるのではないか。
- ・ 非経済的な価値が経済成長にもつながることになるという考えを取り入れるべき。
- ・ コロナを機に「区民と事業者の境界」、「住と職の境界」、「個と組織の境界」が曖昧になりつつある。
- ・ 世田谷には社会課題を解決したいと考える人や企業が多い。地域課題の解決等への参画を通じて、これからは区民が事業者にもなる、区民自らが主体となって産業を振興するということが条文に落とし込んでほしいのではないか。
- ・ 世田谷の産業は多様。

杉並区産業振興基本条例

(基本方針)

産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 住環境と調和した産業振興を図ること。
- (2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。
- (3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
- (4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。
- (5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
- (6) 区民の安定的な就労を促進すること。
- (7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
- (8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

足立区経済活性化基本条例

(基本方針)

区は、基本理念を実現するため、次に掲げる基本方針に基づき、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 区内消費の拡大を推進すること。
- (2) 区民の消費活動及び事業者の経済活動に資する情報の収集及び提供を図ること。
- (3) 観光資源の発掘及び創造等を図り、区の魅力を区の内外に発信すること。
- (4) 事業者自らの創意工夫と自助努力に基づく経営基盤の充実及び経営の革新を支援すること。
- (5) 産業基盤の整備及び拡充を図り、創業を支援すること。
- (6) 中小企業等に勤務する従業員等の福祉の向上を図ること。
- (7) 就業意識の啓発、職業能力の開発及び向上並びに就業機会の充実を図ること。
- (8) 消費者の権利を尊重し、その自立を支援すること。

分野別方針

基本方針に基づき、分野別に分けた方向性を示します。

現行条例

(分野別方針なし)

改正条例骨子

- ・基本方針に基づき取組を進め、かつ、次に掲げる事項を踏まえ推進。
 - (1) 商店街は地域の核として、まちづくりの観点から振興を図る
 - (2) 大規模小売店舗は、適正な配慮をする
 - (3) 工業等は振興を図るとともに、工業用地の維持に努める
 - (4) 農業は振興を図るとともに、農地の維持に努める
 - (5) その他の産業の振興を図る

役割

地域経済の持続的な発展のために、それぞれの主体が担う役割について述べます。

現行条例

(区の責務)

第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 融資あっせん及び助成
- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものとなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。

現行条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上のため自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等をする事により当該事業に協力するよう努めるものとする。

改正条例骨子

(区の責務)

- ・地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施するための指針を策定する。
- ・指針に基づき、区民、事業者、国、関係機関等と協力して、必要な施策を措置する。
(※個別施策は列挙しない)
- ・事業者及び区民の取組を促す必要な環境整備を行う。

改正条例骨子

(事業者の責務)

- ・事業者は、自らの創意工夫・自助努力により、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上を努める。
- ・事業者は、地域環境との調和、消費生活の安定安全確保、持続可能性を考慮した事業展開に努める。
- ・商店街で事業を営む者は、商店会街への加入により相互に協力するよう努めるとともに、応分の負担等をする事により協力するよう努める。

現行条例

(区民等の理解と協力)

第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

改正条例骨子

(区民の役割)

- ・地域経済の持続可能な発展が区民生活の向上に寄与することを理解し協力する。
- ・地域課題の解決に主体的に参画するよう努める。
- ・環境や社会、地域に配慮した適正な消費行動に努める。

足立区経済活性化基本条例

(区の責務)

第5条 区は、基本理念及び基本方針に従い、国及び都等との適切な役割分担と連携を踏まえ、地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を明らかにする基本計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

2 区は、区民及び事業者と協力関係を構築し、計画を実施するものとする。

3 区は、計画の策定及び実施にあたっては、小規模企業者の特性に配慮するものとする。

4 区は、計画の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成及び従業員の福利厚生の上その他の事項に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、地域環境との調和に配慮し、消費者が安心して消費生活を送ることができるよう商品及び役務の提供に努めるとともに、区民及び区と協力して活力ある地域社会の創造に努めるものとする。

3 事業者は、区が行う経済活性化に関する施策の実施について、積極的に協力するよう努めるものとする。

4 商店街等において事業を営む者は、商店街等の振興によるまちづくりに資するため、商店街等に加入し、又は商店街等が実施する事業に応分の負担をする等相互に協力するよう努めるものとする。

(区民の責務)

第7条 区民は、自主的かつ合理的な選択による消費活動に努めるものとする。

2 区民は、その消費活動が地域経済の活性化及び産業の振興に寄与することを理解するよう努めるとともに、事業者及び区と協力して活力ある地域社会の創造に努めるものとする。

3 区民は、区が行う経済活性化に関する施策の実施について、積極的に協力するよう努めるものとする。

4 区民は、就業意識及び職業能力の向上に努めるものとする。

京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例

(地域企業の責務)

第4条 地域企業は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを理解し、及びその事業活動を通じて新たな経済的社会的価値を生み出すことにより、本市及び市民と共に、豊かで活力に満ちた地域社会を将来にわたって形成するよう努めなければならない。

(本市の責務)

第5条 本市は、基本理念にのっとり、地域企業の持続的発展の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 本市は、地域企業の持続的発展の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域企業の実態を把握するとともに、その意見を適切に反映するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域企業が豊かで活力に満ちた地域社会の形成に寄与していることについて理解を深め、地域企業の持続的発展の推進に積極的な役割を果たすものとする。

山口市ふるさと産業振興条例

(市の責務)

第5条 市は、国及び県と連携を図り、事業者及び関係団体並びに市民と協力し、前条に掲げるふるさと産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び関係団体の責務)

第6条 事業者及び関係団体は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定等に努めるとともに、市が掲げるふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、ふるさと産業の振興が、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、地域資源が有する魅力とその活用について関心を持つよう努めるものとする。

2 市民は、生産者としてのみならず、地域経済の循環を担う消費者として、市内産品等を利用するよう努めるものとする。

施策等の評価

現行条例

(施策等の評価)

第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

改正条例骨子

(同様)

付属機関の設置

地域経済の持続可能な発展について審議するため、区長の付属機関として設置します。

現行条例

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の付属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会（以下「商工業対策委員会」という。）を置く。

2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関すること。

3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 東京商工会議所代表
- (3) 商業団体代表
- (4) 工業団体代表
- (5) 金融機関代表
- (6) 区民

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

改正条例骨子

- ・ 地域経済の持続可能な発展に寄与するため、区長の付属機関を置く。
- ・ 地域経済活性化についての基本方策および地域経済活性化に関することを審議する。
- ・ 委員は17人以内。
- ・ 任期は2年。

現行条例

(世田谷区農業振興対策委員会)

第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。

2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農業の振興についての基本方策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。

3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 区民
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

改正条例骨子

(※農業振興対策委員会は、世田谷区地域経済活性化会議を含む。)

委任

現行条例

(委任)

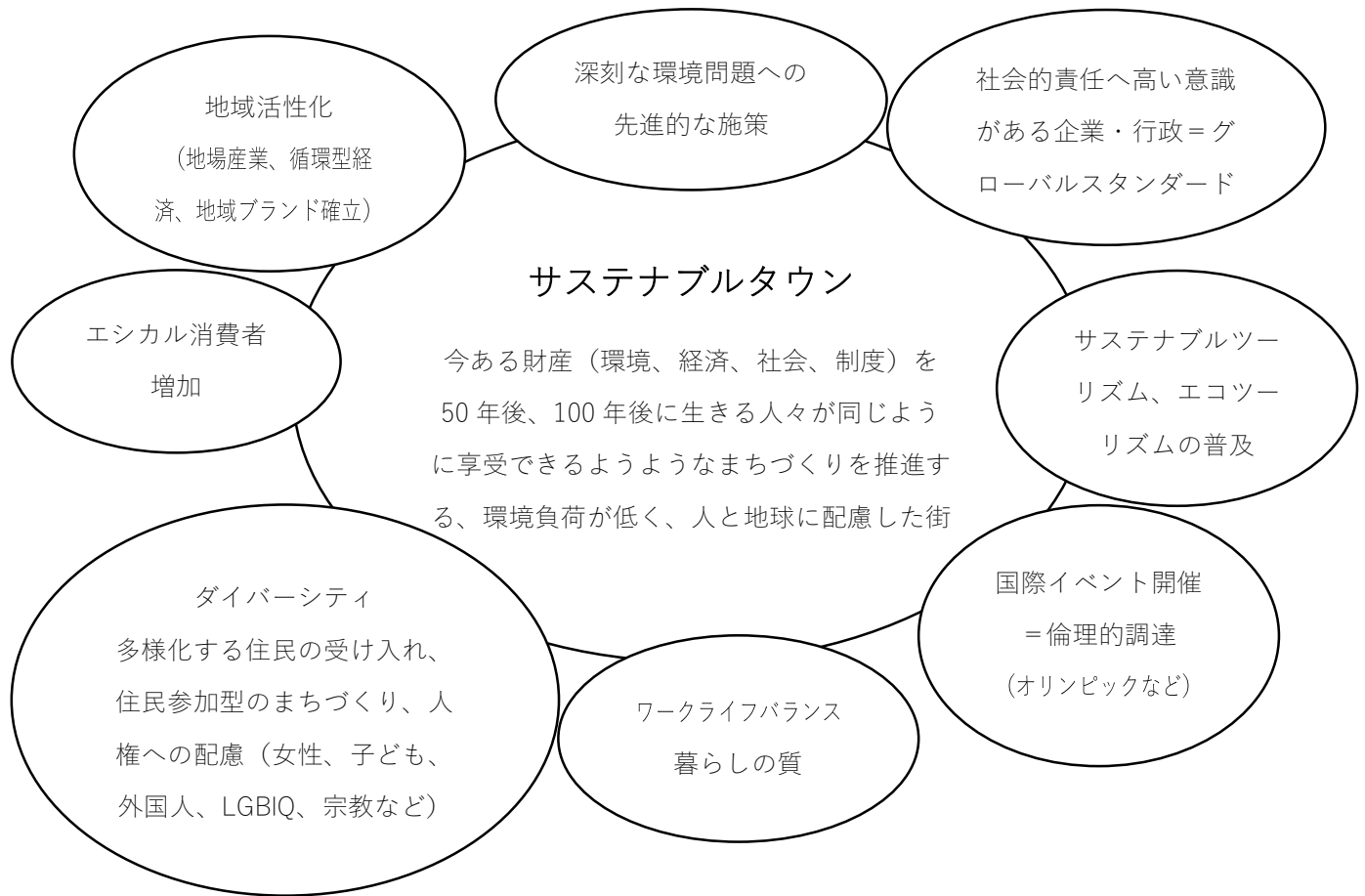
第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

改正条例骨子

(同様)

「サステナブル（持続可能性）」を世田谷の魅力に！！

サステナブルタウンとそれに関連するキーワード



世田谷区が「エシカル・サステナブルタウン」になると

- ・環境・エシカル先進都市としての世界的なイメージが高まり国内外の企業の転入が増える。
世田谷区の事業者であることが企業のブランドイメージにつながる。
- ・国内外の環境やエシカルに敏感な層からの注目が高まり、商店街への来客が地域外から増える
- ・エコ・リバブルシティ（「低炭素」で「住みやすい」とされる都市）となる
→区民は健康になり、家計にも優しい

(参考：アメリカ・オレゴン州ポートランド市)

- ・区内の教育機関に環境問題や経済に関する国際学会を招致できる
→子どもたちが世界的な学術研究に触れられる機会が増える

エシカル・サステナブルタウン」海外事例①

アメリカ・ポートランド市

基本データ

- ・アメリカ西海岸/オレゴン州
- ・人口約65万人（2018年国勢調査より）
- ・ハイテク産業（「オレゴンのシリコンフォレスト」）、クリーンテクノロジー（環境技術）産業などが集積

●積極的な環境施策（70年代～）

【交通】公共交通機関中心の街づくり、自転車促進、

【エネルギー】再生可能エネルギー促進、二酸化炭素排出量の削減、グリーンビルディング

【都市設計】農地・緑地保護（都市成長境界線）、

●地産地消や地場産業を重視：

有数のファーマーズマーケット、地元発オーガニックスーパーチェーン、醸造所、個人商店など多数、ファームトゥテーブル

●環境や生産者配慮型の消費文化：

サードウェーブコーヒー（生産者との直接取引）、サステナビリティに配慮した小売店クーポンブック、生産者の人権に配慮した製造への意識、地域のマイノリティの自立の促進

●暮らしやすい街づくり：

歩いて暮らせるまちづくり＝徒歩圏内重視（コンパクトシティ）、市民参加型（Neighborhood Association）



●国内外からの移住者が多い

（国内他地域からの移住者増加率は、米国の大都市圏のうち13位／出所・2016年発行の国勢調査）

●観光地として人気都市に（2015年ポートランド訪問観光客の旅行支出は、約50億ドル（約6000億円）に上る）

●太陽光発電などのクリーンエネルギー産業、クリーンテクノロジー産業の集積

エシカル・サステナブルタウン」海外事例②

イギリス・ブリストル市

基本データ

- ・イギリス南西地方
- ・人口約46万人（2020年9月現在）
- ・英国でも有数のマイクロエレクトロニクス産業の集積地

●積極的な環境施策

二酸化炭素排出量ゼロを目指す宣言、英国初の自転車都市（2008）、「Big Green Week」開催、再生可能エネルギー促進し二酸化炭素排出量の削減、「グリーンキャピタルシティ」受賞（2015）

●トランジションタウン運動（2007年～）

エコシティ創出のためアイデアと実験に遭われるコミュニティ（例：路上遊び運動）

●フェアトレード認定（2005年）

●地場産業の活性化

英国の市レベルでは初の地域通貨発行（ブリストル・ポンド）→納税、給与支払等も

●リサイクル先進都市

緑化事業の一環として学校での生態学の授業なども

●多様性を受け入れる街

毎年複数のLGBTフェスティバル開催、多くのLGBTサポート団体、有数のゲイヴィレッジ



●ソーシャルビジネスの集積

例：Soil Association 本部（世界的なオーガニック認証機関）

トリオドス銀行英国本部（オランダの社会責任投資の老舗銀行）

NPO「sustrans」本部（人々が歩きやすく、サイクリングしやすいようにする慈善団体）

●多くのオーガニックカフェ・レストラン・店舗が点在、LGBTフェスなど

→住民・観光客の誘致

エシカル・サステナブルタウン」海外事例③

ドイツ・フライブルク市

基本データ

- ・ドイツ南西地方
- ・人口約22万人（2011年）
- ・フライブルク大学や各種研究機関がある学術都市
- ・国際サステナブル年協議会（ICLEI）欧州支部がある

●積極的な環境施策

【交通】車を使わない「地域環境定期券（レギオカルテ）」、トラムの充実、「PARK&RIDE」方式の制定、自転車交通の促進

【エネルギー】原発建設反対→自然エネルギー推進、市内の消費電力の50%を自給、ソーシャルエコロジーコンセプトの10か条（ヴォーバン住宅地）

【都市設計】エコ建築、樹木保護政策、屋上緑化義務化、フライブルク気候および種保護宣言、フライブルク協定（原生林の保護）

●トランジションタウン運動（2011年～）

●フェアトレード認定（2013年）

●教育 シュタウティンガー総合学校（省エネに関するプログラム導入のモデル校）

●リサイクル

デポジット制の導入、FreiburgCup 環境に優しい再利用可能なカップの導入

●クラインガルテン（小さな庭）という100年以上の歴史のあるレンタル農園



●環境ビジネス・研究機関の集積

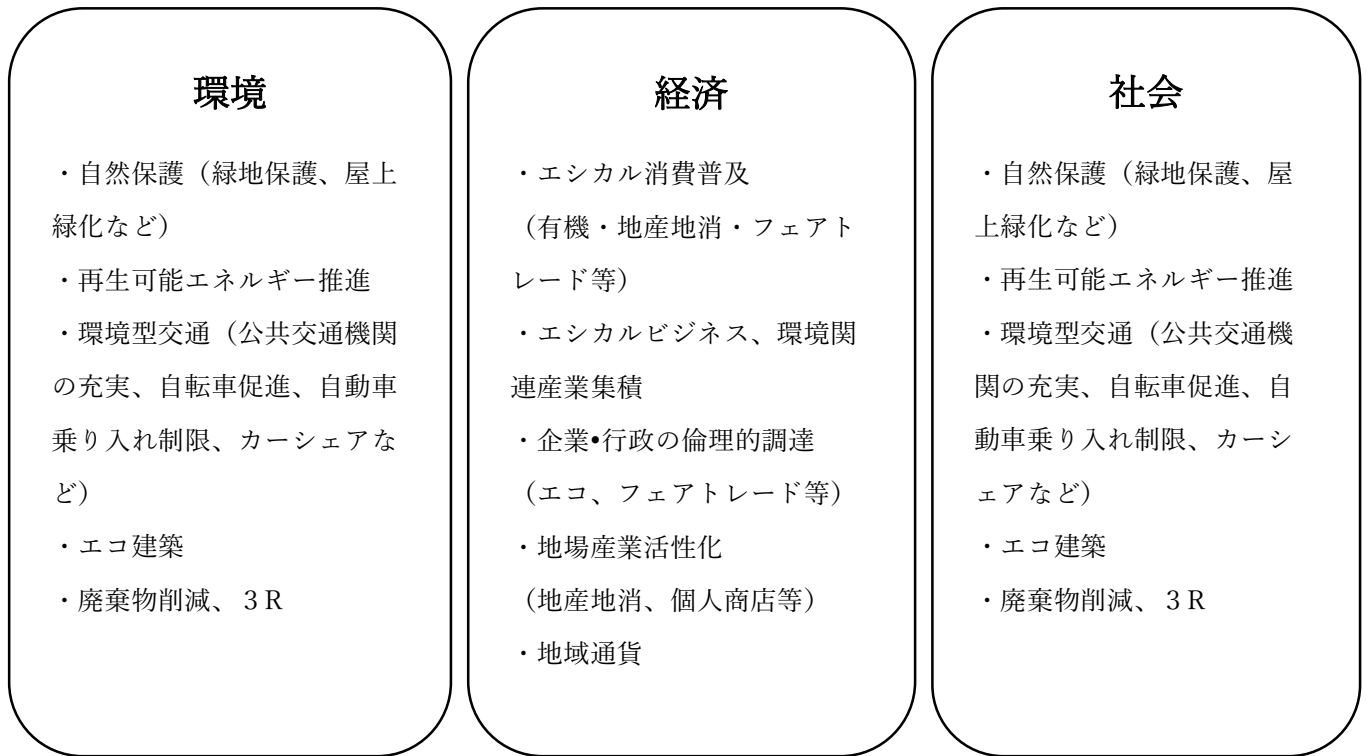
例：国際環境自治体協議会（ICLEI）の欧州支部

ドイツ環境自然保護連盟（BUND）の州支部

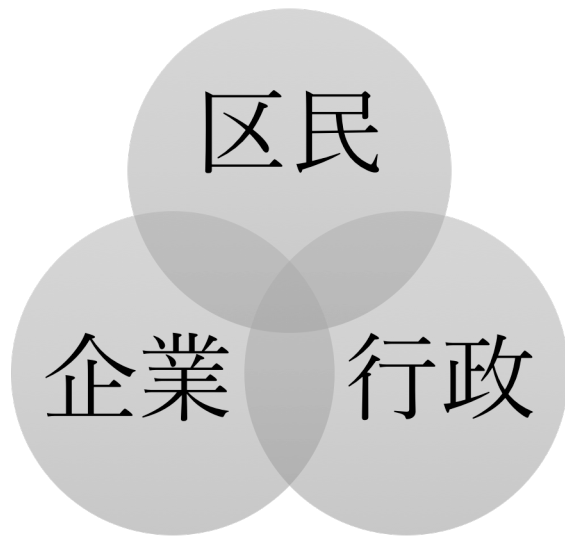
ソーラー関連会社、エコやエネルギー関連の研究機関などが多数立地

●世界的に先進的な環境都市として、学生や企業・行政関係者、研究者などさまざまな観光客・視察者を誘致

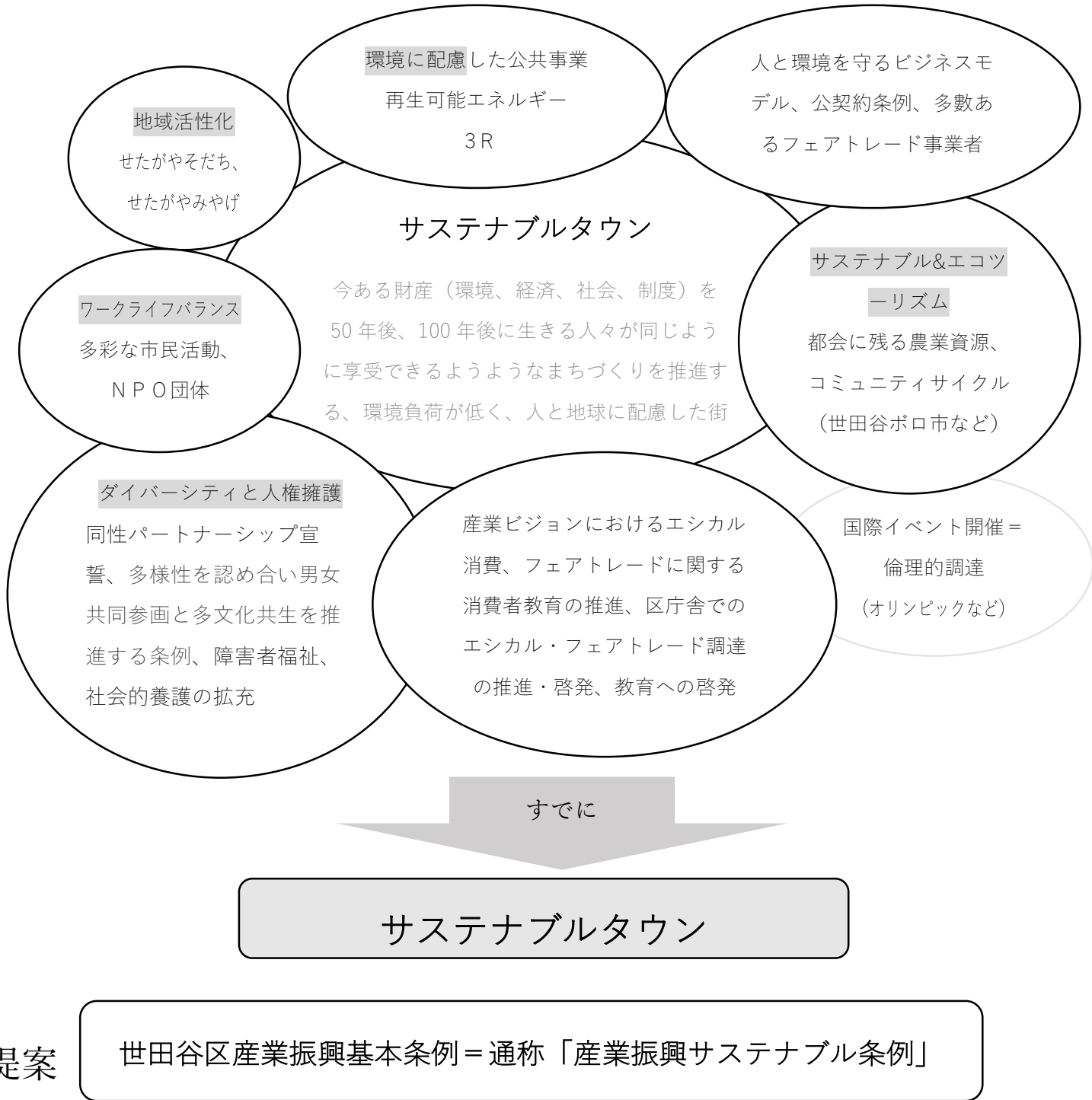
サステナブルタウンの特徴（参考例）



全セクターが一致して自分の街はサステナブルタウンであるという認識を持っていること
→条例や宣言の制定



世田谷区にあるサステナブル要素



世田谷区基本計画「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」

この先の社会を担う子どものために世田谷区の産業がどうあるべきか、また子どもがこの条例を読んでイメージできるようなものになったら良い

条例の構成について

- ・ 基本理念を入れたほうがよい。
- ・ 世田谷区基本計画「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」、及び基本構想9つのビジョンに基づき、その将来像を目指すためのものにしてほしい。
 - ・ ・ ・ ・ 基本理念、または条文のどこかに「子ども」という言葉が必要だと思う。
- ・ 「地域が子どもを育てる」的な文章があるとよい→産業、商業も地域の一員として、世田谷の子どもの健全な育成に関わらなければならないことを明記してほしい
- ・ 内容が難しいと伝わらないため、子どもにわかるくらいの平文で作成してもよいのではないか。もしくは、子ども向けの解説バージョンを作成しても。
- ・ 商業、教育、福祉、子育て、環境、文化といった縦割りの壁を打破するツールとなってほしい。
- ・ 目線、主語が「私たち（区民）」となるようにしてもよいと思う。
- ・ 「消費者目線」で文章を書いてもよい・・・徳島エシカル消費条例の例
- ・ 世田谷区のダイバーシティ（区内外国人2万人）を巻き込み参加、活用できるように多言語化してほしい。
- ・

内容について

- ・ SDGsを考慮するのであれば「誰も取り残さない」ことを明記してほしい。
 - 条例が根拠となって産業と福祉の連携が進むとよい
- ・ 労働者、ステイクホルダーの基本的な人権を意識した条例となってほしい。
 - 弱者（女性、外国人、若者、障害者、LGBTなど）への公平さや人権への配慮を明記したい。
 - （賃金や労働条件、製造物のトレーサビリティ、客としての受け入れ体制に関する内容など）
- ・ 環境問題への取り組みを促すために、廃棄に関しても明記したい。
 - （事業廃棄物に関してだけでなく、販売したものの廃棄についても）
- ・ 条例が完成した後は、区民へのPR周知を徹底してほしい。
- ・ 条例の内容について理解と効果を高めるためには大人への啓発・教育が必要であると考え。
- ・

産業の創出、振興について

- ・ 学生が卒業後に区外へ出てしまうのではなく、地域で起業して地域の発展に寄与できるための支援が必要ではないか・・・新しい産業育成につながる
- ・ 大学との連携をさらに深めてほしい。
- ・ 小学校、中学校の職業体験をさらに価値あるものにした。
- ・ 事業の継続も持続可能性のひとつではないか。ある300年続く酒蔵では「自分の子が憧れ継ぎたくなるかつ

「こいい仕事とはなにか」を考えて事業を進めていると言っていたのが印象的だった。子ども若者目線で考えてみると産業の継続につながるのではないか。

- ・ 協同労働の考え方が臨時国会でも話し合われ始まっている。海外ではよくある事例。このような考え方を取り入れることで、地域の問題解決をいっしょにしていける環境づくりを推し進めて欲しい。

*¹ フェアトレードタウン世田谷推進委員会（通称 FTTS）は、世田谷区内のフェアトレードに関わる事業者、団体、個人、または世田谷のエシカル・フェアトレードを応援する団体、個人からなり、高校生から大人までの幅広い世代が関わっている。

- ・菅総理の「脱炭素宣言」、バイデン勝利による米国のパリ協定復帰など、世界は地下資源を利用した大量生産、大量消費の時代から、持続可能な社会に向けて、資源を使わず、資産を繰り返し使う循環型経済・ライフスタイルに転換をしている。現在は歴史的にも大きな変化点にある。
- ・戦国時代から続くポロ市にもみられるように、元々、世田谷区には「循環型経済」が歴史的に存在しており、産業としてもその強みを活かすタイミングと考える。
- ・渋谷や丸の内と違い、世田谷には数十年後には文化遺産になりうる古い街並み、高級住宅街、若者文化の聖地、映画セットのような街並など、他の地域にないお金では買えない特色あるエリアも存在しており、非経済価値も重視した産業政策を検討すべきと考える。

グリーンイノベーション
ex 二子玉川



ハイセンスな暮らし
ex. 成城ほか



新しい時代に即した産業振興

↓
新世田谷産業振興政策

↓
せたがやサスティナビリティ産業振興ビジョン（仮）

大衆文化の文化財並みの街景色
ex 三軒茶屋、商店街



区

区民

事業者

非営利
団体

若者文化の聖地
ex. 下北沢



首都圏

連携自治体

『世田谷区産業振興基本条例』 農業分野の見直し案

2020年11月20日
世田谷区農業青壮年連絡協議会

項目	現行の条例	見直し案	備考
第2条(4)	農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。	※左記の条文をそのまま残す。 (変更なし)	
第3条(6)	(現行は記載なし)	農業においては、国の都市農業振興基本法に則り農業振興を進めるものとする。 (追記する)	
第8条	<p>農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 農業の振興についての基本方策に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。</p> <p>3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係団体代表</p> <p>(3) 区民</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各号で定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	※現在、本条例の全体構成を条例検討会議で見直し中のため、第8条については追って見直しの検討をする。	